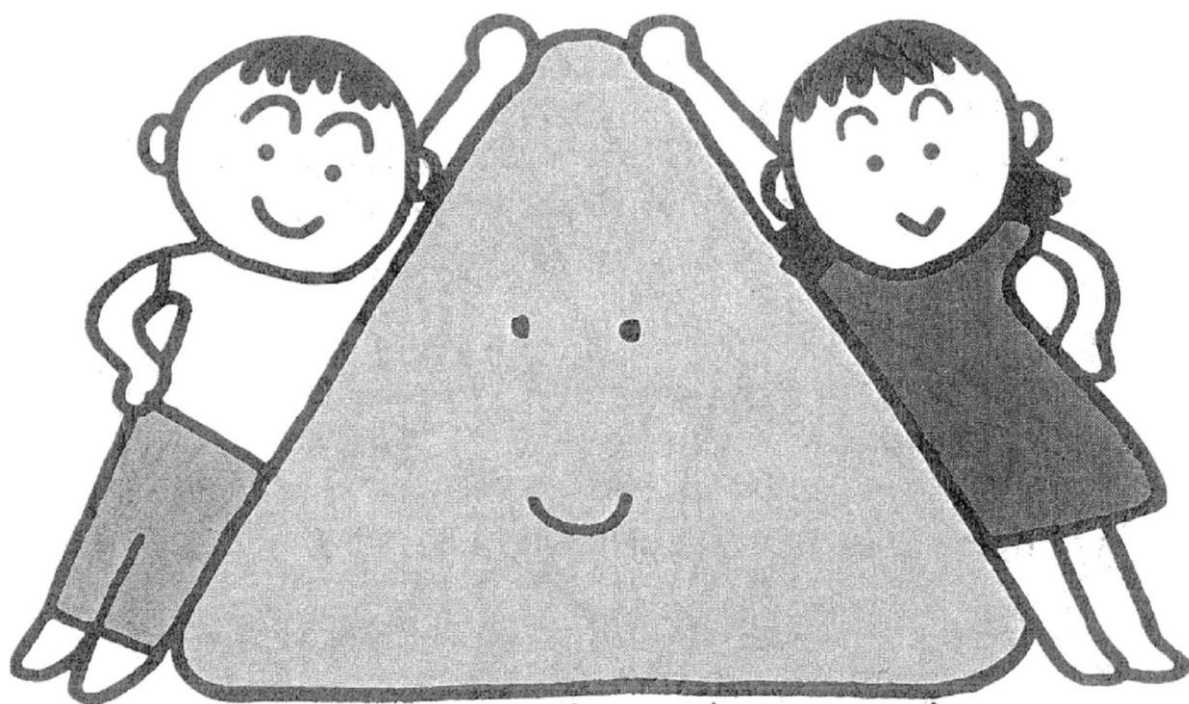


白石市男女共同参画基本計画

めざそうプラン

(第2次)



しろいし 男女共同参画社会づくり

宮 城 県 白 石 市

【めざそうフラン】

男女が同じ人間として、
互いに人権を尊重しながら、
共に参画する社会を、
“目指していこう”との思いから
この名がつけられました。

【表紙イラスト】

平成9年度白石市男女共同参画社会づくりに関するイラスト入選作品
「トライアングル」 齋藤修一さん

は じ め に

白石市では、平成14年6月に「白石市男女共同参画社会推進条例」が施行され、今後の方向を具体的に示すものとして平成16年3月に『白石市男女共同参画基本計画「めざそうプラン」』を策定し、男女共同参画社会づくりへの取組を進めてまいりました。

この間、男女共同参画社会づくりへの取組は、着実に活発化し、広がりを見せてきました。しかし、必ずしも市内全域に十分に浸透しているとは言い難く、施策の一層の推進及び強化を図る必要があります。

こうした状況を踏まえ、市では男女共同参画社会の実現の取組を、引き続き総合的かつ計画的に推進していくため、このたび『白石市男女共同参画基本計画「めざそうプラン」(第2次)』を策定いたしました。

第2次基本計画では、これまでの①社会全体、②地域、③家庭、④教育・学習、⑤職場の5つの分野の基本目標に加え、「⑥配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現」を基本目標に掲げ、男女間における暴力の根絶を施策の方向に加えるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本計画としても位置づけ、施策に取り組んでまいります。

最後になりますが、計画の策定にあたり、ご意見・ご協力をいただいた男女共同参画専門委員の皆様をはじめ、改定案をご検討いただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

今後とも、男女共同参画社会の実現に向けて、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成26年3月

白石市長 風 間 康 静

目 次

	ページ
第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の内容	2
4. 計画の基本理念	2
5. 計画の推進	2
6. 計画の期間	2
第2章 基本計画	3
1. 基本目標	3
2. 計画の体系	4
3. 施策の方向と項目	6
1 社会全体における男女共同参画の実現	6
2 地域における男女共同参画の実現	7
3 家庭における男女共同参画の実現	8
4 教育・学習の分野における男女共同参画の実現	10
5 職場における男女共同参画の実現	11
6 配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現	12
第3章 推進体制	13
1. 市の推進体制	13

第 1 章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

人は誰でも人として尊重され、人間らしく個性豊かに生きる権利を持っています。これは、性別に関わりなくすべての人に与えられた権利です。

我が国では、憲法に「個人の尊重」と「法の下での平等」がうたわれ、男女平等の実現に向けて様々な取り組みが進められてきましたが、現状では性別による役割分担意識や、それに基づく社会の制度、慣習は依然として残っており、真の男女共同参画社会の実現には、さらなる努力が求められています。

白石市においても、男女共同参画社会を目指し事業を推進してきましたが、少子高齢化の進展、価値観やライフスタイルの多様化等、家族や地域を取り巻く社会の急速な変化に対応していくうえでも、男女が互いにその人権を尊重し、対等な立場で共に責任を担い、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受していくことが一層重要な課題となっています。

そこで、平成14年6月21日に施行された「白石市男女共同参画社会推進条例」に基づき、白石市、白石市民及び事業者が、協働で、一人ひとりの個性が輝く男女共同参画社会の実現を目指し、それに向けての取り組みを総合的かつ計画的に推進するために、平成16年3月に『白石市男女共同参画基本計画「めざそうプラン」』を策定し、平成25年度を目標年度として男女共同参画の推進に関する施策を推進してきました。

この間、男女共同参画社会の実現の取組は徐々に活発化し広がりを見せてはいるものの、必ずしも市内全域に十分に浸透しているとは言い難く、男女共同参画社会の実現に向けて解決すべき課題が数多くあります。

このため、『白石市男女共同参画基本計画「めざそうプラン」(第2次)』を策定し、今後とも引き続き男女共同参画社会の実現の取組を総合的かつ計画的に推進していくものです。

2. 計画の位置付け

(1) この計画は、「白石市男女共同参画社会推進条例第8条」に基づき男女共同参画社会の形成に関し、基本理念並びに白石市、白石市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の促進に関する施策の基本となることを定めて、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するものです。

(2) この計画は、第五次白石市総合計画等、関連する他の計画と整合性をもつものです。

(3) この計画は、男女共同参画社会の実現を阻害している要因や基本的な課題を明らかにし、基本目標を定め、数値目標を持って施策に取り組みます。

(4) 男女共同参画社会の実現に寄与する施策は、広い意味で男女共同参画関連施策と位置付けられているものであることから、この計画はそういった広い視野のもとで取り組むものです。

(5) この計画の基本目標6「配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年4月13日法律第31号)第2条の3第3項に基づく基本計画として位置づけ、施策に取り組みます。

3. 計画の内容

条例に基づき、以下の内容を定めます。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成に関する施策の大綱
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4. 計画の基本理念

この計画は、男女が性別による差別を受けることがなく、個人として尊重され、社会における活動の自由な選択に対して配慮され、白石市、白石市民及び事業者が男女共同参画社会の実現に向けて、協働で推進していくことを基本理念とします。

5. 計画の推進

社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進していくために、男女共同参画の視点に配慮し、市のすべての行政を推進します。また、市民、事業者、NPO等各種団体の理解と協力を得ると共に、家庭、職場、地域等で自主的な活動と積極的な参加を働きかけます。

なお、施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表します。これらについては、ITの十分な活用を図っていきます。

6. 計画の期間

平成26年度を初年度とし、平成35年度を目標年度とする10か年計画とします。また、社会環境の変化などに的確に対応するため、3年に一度、計画の過年度の推進状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 基本計画

第2章 基本計画

1. 基本目標

基本理念に基づき、それぞれの取り組みを進めていくうえでの基本目標を下記のように定めます。

1 社会全体における男女共同参画の実現

男女が共に政策・方針決定過程にかかわることで、社会的な責任を担うことは、男女共同参画社会の実現にとって重要なことから、あらゆる分野における政策や方針決定の場に女性の参画を促し、男女平等・男女共同参画の視点に立った社会組織・制度をつくりあげます。

また、慣行の見直しと意識の改革に努め一人ひとりが男女の人権を尊重する取り組みを推進します。

2 地域における男女共同参画の実現

男女が共に地域社会に参画し、活力ある豊かな社会を創っていくためには、男女共同参画の視点に立った地域活動が求められています。このため、市・市民・事業者が互いに自らの責任を自覚し、主体的にその役割を果たしながら協働で参画できる環境の整備に努めます。

3 家庭における男女共同参画の実現

男女が共に責任を担い、家庭での活動とその他の活動とのバランスのとれた生活を営むことは、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要です。家庭は男女共同参画の意義を学び、実践するための基礎となる場であることから、家族を構成する男女が相互の協力のもとに、家事・育児・介護等にあたることのできる環境の整備を図るとともに、互いの人権を尊重しあう意識の啓発に努めます。

4 教育・学習の分野における男女共同参画の実現

男女が互いの人権を尊重し、男女平等意識の形成を促進するために、家庭・学校・地域など社会のあらゆる分野で、教育・学習の果たす役割は重要です。

また、男女が各人の個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためにも、男女共同参画に向けた教育・学習の推進と生涯学習の振興に努めます。

5 職場における男女共同参画の実現

男女が共にいきいきと働き続けることは、生活を支える基本的な要素であり、就業環境づくりは、男女共同参画社会の実現にとって重要な意味を持ちます。このため、職場において男女が共にその個性と能力を十分に発揮し、職業生活と家庭生活が両立できるように個人・団体・企業への普及と法意識の徹底など就業環境の整備に努めます。

6 配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現

配偶者等からの暴力は、被害者にとって重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の人権が十分保護されてきませんでした。配偶者等からの暴力を防止するため、男女が互いにその人権を尊重し、社会全体で暴力を許さない社会の実現を目指します。

2. 計画の体系

基本目標	施策の方向	施策の項目
1 社会全体における男女共同参画の実現	(1) 政策・方針決定過程への男女の参画	①市の審議会等委員の均等な男女比率の促進 ②市の職員の男女均等な登用の促進 ③女性の参画・登用に関する事業者、団体等に対する働きかけ・情報提供
	(2) 男女の固定的な役割分担意識の解消	①慣習・慣行を見直すための講習会・イベントの開催 ②男女共同参画に関する講座・ワークショップの開催 ③男性に対する育児、介護等に関する情報及び学習機会の提供 ④暴力を容認しない社会的認識の醸成
	(3) 男女共同参画の視点による広報・啓発活動の実施	①ITや広報しろいし等の利用による啓発活動の実施 ②企業・団体等への自主的な取り組みへの働きかけ
	(4) 調査・研究、情報の収集・提供の充実	①市民や企業・教育現場での定期的な意見や実態の調査 ②IT等の活用により情報の収集に努め、最新の情報を提供
2 地域における男女共同参画の実現	(1) 地域活動への男女の参画と人材育成	①慣行の見直しを進めるための普及啓発の活動 ②男性のライフスタイルの見直し、地域活動参画への意識啓発の推進 ③女性人材の養成・積極的活用 ④環境保全活動への男女参画の推進 ⑤安心安全な暮らしの確保
	(2) NPO等との連携・協働	①NPO等各種団体との連携・協働
3 家庭における男女共同参画の実現	(1) 共に築く家庭生活への支援	①互いに支え合う社会的機運の醸成 ②男女が協力し、責任を果たす意識啓発・学習機会の提供 ③男女の経済的自立への支援
	(2) 子育て支援	①幼稚園・保育園・児童館の機能充実 ②子育て支援センターの有効活用 ③ファミリー・サポート・センターの有効活用 ④ネットワーク・連絡協議会等の設立と有効活用 ⑤子育てサークルへの支援・連携 ⑥男女共同参画相談支援センターの有効活用 ⑦子育て相談の整備
	(3) 介護支援	①介護保険制度の利用促進 ②介護の情報提供や相談・支援体制の整備・促進 ③男女の介護知識や介護技術の普及 ④介護に携わる人材の養成・確保
	(4) 高齢者の自立支援	①生活環境等のバリアフリー化の推進 ②仲間づくり、生きがいくくり、健康づくりなど活動の支援 ③就労支援 ④介護予防・生活支援

基本目標	施策の方向	施策の項目
	(5) 生涯を通じた心とからだの健康づくりへの支援	①生涯を通じた女性の健康保持のための事業の充実 ②妊娠・出産期における母子の健康確保の推進 ③リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の考え方の浸透・定着 ④情報提供・学習機会の提供
4 教育・学習の分野における男女共同参画の実現	(1) 学校等における男女共同参画教育の推進	①男女の人権の尊重・男女共同参画意識を培う教育・学習の充実 ②男女共同参画の視点に立った学校等での生活の見直し ③学校等教職員に対する研修の推進 ④学校行事等を利用した保護者への意識啓発
	(2) 健康教育の推進	①性に関する教育の充実 ②児童・生徒の心身の健康を保つ学校保健の充実
	(3) 生涯学習を通じた男女共同参画意識の醸成	①家庭・学校・地域での男女共同参画意識の定着の推進
5 職場における男女共同参画の実現	(1) 職場での均等な機会と待遇の保持・推進	①男女雇用機会均等法等、関係法令の周知徹底 ②企業における女性の参画を促進する取組（ポジティブ・アクション）の啓発 ③セクシャル・ハラスメント防止対策の推進 ④男女共同参画に取り組む企業の表彰・事例紹介などによる啓発
	(2) 仕事と子育て・介護の両立支援	①男女の育児休業・介護休業制度の普及促進 ②制度を利用しやすい職場の環境づくりの推進 ③両立支援のための保育園・児童館の機能充実
	(3) 職業能力開発の支援	①性別にとらわれない職業の選択と働き方を可能にするための意識啓発・環境整備・情報提供
	(4) 農林業・商工自営業における女性の自立支援	①女性の経営参画、方針決定過程への参画を促進するための啓発活動、研修会等の支援 ②女性組織のネットワークづくりの推進とリーダー育成 ③農業における家庭内のルールづくりを推進するため、家族経営協定の普及の促進 ④商工自営業における家族労働条件を明確にする啓発 ⑤起業を目指す女性に対する、必要な知識やノウハウに関する情報提供・相談等の支援 ⑥女性起業家・経営者等の交流・連携の促進 ⑦起業家等に対する研修への女性の参画の働きかけ ⑧起業事例の収集・情報提供 ⑨NPO等の起業形態の普及促進
6 配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現	(1) 男女間における暴力（DV）の根絶	①暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発 ②関係機関の取り組みの推進と連携強化 ③緊急一時保護の充実 ④被害者・加害者カウンセリング・相談体制の充実 ⑤被害者への自立生活の支援 ⑥配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体への支援

3. 施策の方向と項目

基本目標 1 社会全体における男女共同参画の実現

施策の方向	施策の項目	具体的な事業等
(1) 政策・方針決定過程への男女の参画	①市の審議会等委員の均等な男女比率の促進 ②市の職員の男女均等な登用の促進 ③女性の参画・登用に関する事業者、団体等に対する働きかけ・情報提供	○女性委員登用率目標 40% (全部署) ○人材育成講座等 (全部署) ○女性委員登用状況調査の実施 (民生部) ○地域づくりマネージャーの育成 (全部署)
(2) 男女の固定的な役割分担意識の解消	①慣習・慣行を見直すための講習会・イベントの開催 ②男女共同参画に関する講座・ワークショップの開催 ③男性に対する育児、介護等に関する情報及び学習機会の提供 ④暴力を容認しない社会的認識の醸成	○情報提供・啓発活動の実施 (全部署) ○男女共同参画週間イベントの開催 (全部署) ○男女の自立支援講座・研修の開催 (民生部・産業部) ○ほのぼの川柳コンクールの開催 (民生部) ○出前講座の開催 (民生部)
(3) 男女共同参画の視点による広報・啓発活動の実施	①ITや広報しろいし等の利用による啓発活動の実施 ②企業・団体等への自主的な取り組みへの働きかけ	○ホームページの作成 (全部署) ○広報しろいしへの掲載 (全部署) ○情報誌の発行 (全部署)
(4) 調査・研究、情報の収集・提供の充実	①市民や企業・教育現場での定期的な意見や実態の調査 ②IT等の活用により情報の収集に努め、最新の情報を提供	○意識調査 (民生部) ○実態調査 (民生部)

基本目標 2 地域における男女共同参画の実現

施策の方向	施策の項目	具体的な事業等
(1) 地域活動への男女の参画と人材育成	①慣行の見直しを進めるための普及啓発の活動 ②男性のライフスタイルの見直し、地域活動参画への意識啓発の推進 ③女性人材の養成・積極的活用 ④環境保全活動への男女参画の推進 ⑤安心安全な暮らしの確保	○市民企画講座（全部署） ○男女共生自立講座の開催（全部署） ○女性団体への支援（全部署） ○モデル地区事業（民生部） ○環境講座（民生部） ○自主防災組織への参加の促進（民生部） ○防犯・防災対策の充実（民生部）
(2) NPO等との連携・協働	①NPO等各種団体との連携・協働	

基本目標 3 家庭における男女共同参画の実現

施策の方向	施策の項目	具体的な事業等
(1) 共に築く家庭生活への支援	①互いに支え合う社会的機運の醸成 ②男女が協力し、責任を果たす意識啓発・学習機会の提供 ③男女の経済的自立への支援	○情報提供（全部署） ○男女共生講座の開催（民生部・産業部、教育委員会）
(2) 子育て支援	①幼稚園・保育園・児童館の機能充実 ②子育て支援センターの有効活用 ③ファミリー・サポート・センターの有効活用 ④ネットワーク・連絡協議会等の設立と有効活用 ⑤子育てサークルへの支援・連携 ⑥男女共同参画相談支援センターの有効活用 ⑦子育て相談の整備	○0歳児保育（民生部） ○移動児童館（民生部） ○幼稚園・保育園・小学校の連携（民生部・教育委員会） ○子育てボランティア・ジュニアリーダーの養成（民生部・教育委員会） ○子育て支援講座（民生部・教育委員会） ○乳幼児相談（民生部） ○育児相談（民生部） ○あそびの広場（民生部） ○母親クラブの支援（民生部）
(3) 介護支援	①介護保険制度の利用促進 ②介護の情報提供や相談・支援体制の整備・促進 ③男女の介護知識や介護技術の普及 ④介護に携わる人材の養成・確保	○家族介護教室（ヘルパー養成講座等）の開催（民生部） ○在宅介護支援センターの運営（民生部）
(4) 高齢者の自立支援	①生活環境等のバリアフリー化の推進 ②仲間づくり、生きがいくくり、健康づくりなど活動の支援 ③就労支援 ④介護予防・生活支援	○高齢者向け講座の開催（全部署） ○シルバーハウジングの建設（建設部） ○シルバー人材センター（民生部） ○もの忘れ相談（民生部） ○認知症予防教室（民生部） ○高齢者筋力づくり教室（民生部） ○転倒予防教室（民生部） ○老人福祉センター（民生部） ○高齢者住宅改良支援助成（民生部） ○介護予防教室の開催（民生部） ○高齢者ミヤコーバス乗車証交付事業の実施（民生部） ○生きがいデイサービス事業の実施（民生部）

施策の方向	施策の項目	具体的な事業等
(5) 生涯を通じた心とからだの健康づくりへの支援	①生涯を通じた女性の健康保持のための事業の充実 ②妊娠・出産期における母子の健康確保の推進 ③リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の考え方の浸透・定着 ④情報提供・学習機会の提供	○ママとパパの教室（民生部） ○ライフステージに応じた講座・セミナーの開催（民生部） ○女性の身体的、精神的、社会的健康維持の推進（民生部）

基本目標 4 教育・学習の分野における男女共同参画の実現

施策の方向	施策の項目	具体的な事業等
(1) 学校等における男女共同参画教育の推進	①男女の人権の尊重・男女共同参画意識を培う教育・学習の充実 ②男女共同参画の視点に立った学校等での生活の見直し ③学校等教職員に対する研修の推進 ④学校行事等を利用した保護者への意識啓発	○「宮城県男女共同参画啓発副読本」活用（教育委員会） ○学校支援ボランティア等の協力（全部署）
(2) 健康教育の推進	①性に関する教育の充実 ②児童・生徒の心身の健康を保つ学校保健の充実	○スクールカウンセラーの配置（教育委員会）
(3) 生涯学習を通じた男女共同参画意識の醸成	①家庭・学校・地域での男女共同参画意識の定着の推進	○講座の開催（全部署） ○スポーツの普及・振興（全部署）

基本目標 5 職場における男女共同参画の実現

施策の方向	施策の項目	具体的な事業等
(1) 職場での均等な機会と待遇の保持・推進	①男女雇用機会均等法等、関係法令の周知徹底 ②企業における女性の参画を促進する取組（ポジティブ・アクション）の啓発 ③セクシャル・ハラスメント防止対策の推進 ④男女共同参画に取り組む企業の表彰・事例紹介などによる啓発	○企業への情報提供（全部署） ○企業に相談窓口設置の働きかけ（総務部・民生部・産業部） ○企業向け学習会の開催（総務部・民生部・産業部） ○優良企業の表彰・事例の紹介（民生部）
(2) 仕事と子育て・介護の両立支援	①男女の育児休業・介護休業制度の普及促進 ②制度を利用しやすい職場の環境づくりの推進 ③両立支援のための保育園・児童館の機能充実	○育児・介護休業制度の情報提供（民生部・産業部） ○放課後児童対策（民生部） ○産前・産後・育児休暇中の継続保育（民生部） ○市の職員の育児休業・介護休業の取得促進（全部署）
(3) 職業能力開発の支援	①性別にとらわれない職業の選択と働き方を可能にするための意識啓発・環境整備・情報提供	○企業への情報提供（全部署）
(4) 農林業・商工自営業における女性の自立支援	①女性の経営参画、方針決定過程への参画を促進するための啓発活動、研修会等の支援 ②女性組織のネットワークづくりの推進とリーダー育成 ③農業における家庭内のルールづくりを推進するため、家族経営協定の普及の促進 ④商工自営業における家族労働条件を明確にする啓発 ⑤起業を目指す女性に対する、必要な知識やノウハウに関する情報提供・相談等の支援 ⑥女性起業家・経営者等の交流・連携の促進 ⑦起業家等に対する研修への女性の参画の働きかけ ⑧起業事例の収集・情報提供 ⑨NPO等の起業形態の普及促進	○NPO等の活動団体への支援（総務部・産業部） ○講習・講座・セミナーの開催（産業部） ○女性の認定農業者の育成（産業部）

基本目標 6 配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現

施策の方向	施策の項目	具体的な事業等
(1) 男女間における暴力(DV)の根絶	①暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発 ②関係機関の取り組みの推進と連携強化 ③緊急一時保護の充実 ④被害者・加害者カウンセリング・相談体制の充実 ⑤被害者への自立生活の支援 ⑥配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体への支援	○セミナーの開催（民生部） ○市・警察署・県女性相談センターとの連携（民生部） ○男女共同参画相談支援センター（民生部）

第 3 章 推進体制

第3章 推進体制

1. 市の推進体制

施策の方向	施策の項目	具体的な事業等
(1) 庁内連絡体制の整備	①庁内組織の横断的な連携を密にし、諸施策の着実な推進を図る。 ②国、県等と連携調整を密にし、男女共同参画行政の円滑な推進を図る。	○市職員自らの意識啓発を行うための情報提供と研修会等の開催（全部署） ○市職員向け情報誌の発行（民生部） ○男女共同参画の視点に立った条例等の見直し（全部署） ○男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行のの見直しの働きかけ（全部署） ○男女共同参画推進状況調査の実施（民生部）
(2) 各種団体との連携・協働	①男女共同参画に関して自主的に行っている団体、グループへの活動支援を行うとともに、相互の連携と協働を図る。 ②男女共同参画の活動支援ネットワークの構築。	○出前講座の開催（全部署） ○I Tを活用した情報提供（全部署） ○男女共同参画相談支援センター（民生部）
(3) 市民・事業者の参画と連携	①多くの市民や事業者等の参画を働きかけて事業を展開するとともに、自主的な取り組みへの支援を行う。	
(4) 相談・苦情への適切な処理	①男女共同参画に関する相談や苦情について適切な対応を行う。	○相談員・カウンセラーの派遣（全部署） ○相談員・カウンセリングの設置（総務部）